

議案第 8 2 号

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 1 2 月 3 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準拠するため、町長及び副町長の期末手当の支給割合を改めるもの。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 町長及び副町長の給与に関する条例(昭和34年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の167.5」を「100分の192.5」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には100分の192.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。